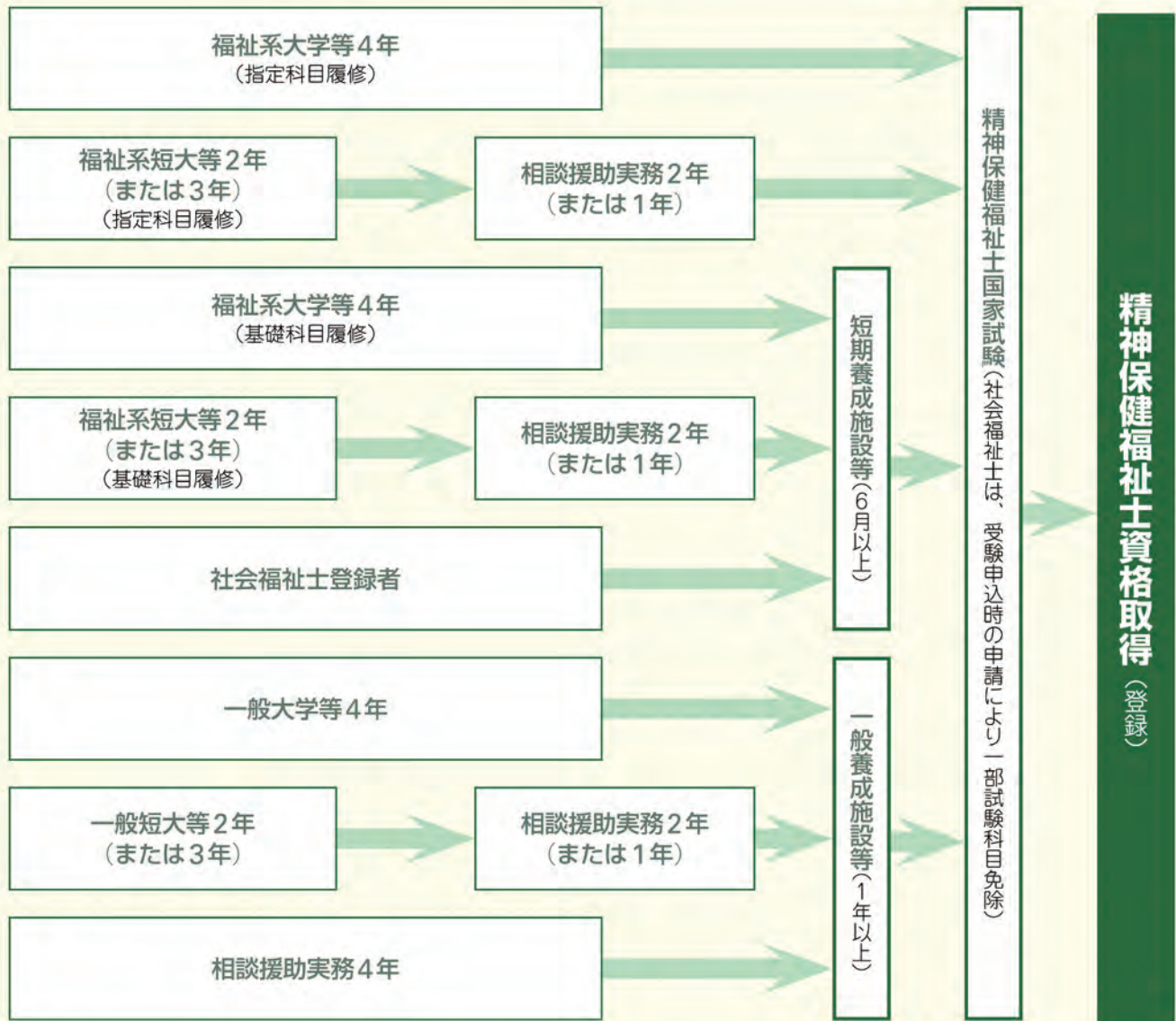


# 資格取得ルート



## 受験資格の特例の廃止

「5年以上の実務経験者で、厚生労働大臣が指定した講習会を修了したもの」(法附則第2条)で受験資格を取得した者が試験を受けることができるのは、平成15年3月31日(第5回試験)までです。平成15年4月1日(第6回)以降の試験は受けることができません。